

久留米シティプラザ広報紙制作業務委託プロポーザル実施要項

1 業務名

久留米シティプラザ広報紙制作業務

2 業務の目的

久留米シティプラザの開館3年目にあたり、改めて施設の概要や役割、ホールスケジュールをはじめとした様々な情報やサービスの提供等を利用者目線で紹介し、PRする。

3 業務の内容

- (1)久留米シティプラザ広報紙4回分(発行は7月、10月、1月、3月)の制作
- (2)久留米シティプラザで行う企画会議(スタッフ同席)の招集・議事進行
- (3)久留米シティプラザ広報紙を、仕様書^{別紙1}に基づき制作

4 業務期間

契約締結の日から平成30年6月30日まで
(ただし、予算議決後は平成31年3月31日までとする)

5 委託限度額

暫定予算期間中の金額 900,000円(消費税及び地方消費税を含まない)
(予算議決後の合計金額 3,600,000円(予定))

6 参加資格

福岡県内に事業所を置く事業者であり、次の各号の全ての要件を満たすこと。また、企業共同体的場合は、代表事業者が次の各号の全ての要件を満たすこと。

- (1) 優れた企画制作能力を有するとともに提案内容を確実に遂行できること。
- (2) 複数の企業共同体的の構成員となっていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国税(法人税又は所得税及び消費税をいう。)を完納していること。
- (5) 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・久留米市 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 - ・久留米市以外の福岡県内 県税
- (6) 久留米市の指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (10) 市との協議に柔軟、真摯に対応できること。業務についての守秘義務を遵守できること。

7 手続き

(1) プロポーザル実施スケジュール

募集要項配布及び質疑受付開始	平成 30 年 5 月 2 日 (水)
質疑受付終了	平成 30 年 5 月 11 日 (金)
質疑回答 (予定)	平成 30 年 5 月 17 日 (木)
参加表明書及び提案書提出期限	平成 30 年 5 月 24 日 (木)
プレゼンテーション審査 (予定)	平成 30 年 6 月 1 日 (金)
審査結果通知書発送 (予定)	平成 30 年 6 月 4 日 (月)
契約内容決定・契約締結	平成 30 年 6 月 6 日 (水)

※受付時間はいずれも平日 10 時から 19 時とする。

※実施期間または期日については、変更することがある。

(2) 質疑等

本プロポーザルに関する質疑については、久留米シティプラザ広報紙制作業務に関する質問書(第 1 号様式)を使用すること。下記の方法により受付し、回答作成後に一括して Web サイトにて回答する。

ア 提出方法

持参、もしくは電子メール・ファクスとする。電子メールおよびファクスの場合はいずれも送信後、着信確認の電話連絡をすること。電話等による口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

※電子メールでの提出は、Word 形式。

イ 提出期限

平成 30 年 5 月 11 日 (金) 19 時まで (必着)。

ウ 提出先

「12 提出・問合せ先」を参照のこと。

エ 質問回答 (予定)

平成 30 年 5 月 17 日 (木) に久留米シティプラザホームページにて回答する。

(3) 参加表明書及び提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の通り書類を提出すること。なお、アの(カ)・(キ)は参加申込期限から 3 ヶ月以内に発行されたものに限る。

ア 提出書類

(ア) プロポーザル参加表明書 (第 2 号様式)

(イ) 類似・関連業務における受託業務実績一覧表 (第 3 号様式)

実績 1 点につき A4 サイズ片面 1 枚を使用したビジュアル見本をつけることができる。様式は任意とするが、添付は最大 5 点までとする。

(ウ) 提案書 (第 4 号様式)

提案書は次の a から d までのものを、A4 サイズ両面印刷で 2 枚以内にまとめること。提案書中には会社名が判別できる記載を行わないこと。なお、c について

は、別紙2に基づいたデザインサンプルを用意すること。

- a 広報紙全体のコンセプト
意図・ねらいを明確に記載すること。
- b 内容
特集案、コンテンツ案（コンテンツごとのターゲットと概要）
- c デザインイメージ
ベースデザインやカラーとその根拠
- d 配布計画案と配布箇所数およびパブリシティ掲載の提案
- e 有料広告枠の提案

(エ) スケジュール及び作業体制

広報紙発行までの主要な作業項目に基づいたスケジュール及び作業体制を記載すること。また、作業体制に記載された全員の経歴表（第5号様式）を添付すること。

- (オ) 見積書（第6号様式）
- (カ) 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- (キ) 納税（滞納なし）証明書（下記参照）

納税証明書（参加申込者の法人・個人別、所在地区分ごとの必要書類）

所在地区分	税区分		法人	個人
		税目		
市外 かつ県内	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に延滞がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—	

（例1：市内・法人の場合、「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出）

（例2：市外かつ県内・法人の場合、「福岡県税」の証明を提出）

※共同企業体の場合は、代表事業者の所在地の区分に従うこと。

イ 提出部数

合計7部

上記ア（ア）から（キ）までを袋とじ製本したものを、正本1部として提出すること。上記（ウ）のみ副本として6部提出すること。なお、副本6部は提出者が特定されないように、商号又は名称等は記載しないこと。

ウ 提出方法

本市が受領した事実の証明が可能な書留等の方法にて、郵送および持参で提出する

こと。ただし、郵便事故等については、市はその責めを負わない。

エ 提出期限

平成 30 年 5 月 24 日（木）19:00 必着

オ 提出先

「13 提出・問合せ先」を参照のこと。

カ 受領の通知

参加表明書及び提案書等受領の通知は、平成 30 年 5 月 25 日（金）に発送する。平成 30 年 5 月 28 日（月）を過ぎても受領の連絡がない場合は、問合せ先へ確認すること。

キ 留意事項

提出された提案書等は、返還、差替え、変更又は取消しすることができないため、提出する際は、内容に間違いや漏れがないかどうか等を十分に確認して提出すること。

8 選定方法

プレゼンテーション審査における提案内容の評価を総合的に判断し、本業務に最も適した応募事業者を選定する。提案内容については評価基準（**別紙 3**）に基づき評価を行う。

(1) プレゼンテーション実施日 6 月 1 日（金）

(2) 実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(3) 提案時間 20 分以内

(4) 質疑応答 5 分程度

(5) 参加人数 2 人以内

(6) 留意事項

プレゼンテーション審査時の資料は、7 (3) ア 提出書類の(ウ)のみとする。その他の手段、追加資料は認めない

9 受託候補者の特定

最終結果については、結果通知書を平成 30 年 6 月 4 日（月）に発送する（予定）。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合

(3) 実施要項で示された条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(5) プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

(6) 価格提案書の金額が、依託上限額を超過した場合

(7) 複数の提案をした場合

11 参加に際しての留意事項

(1) 提案書の作成等に要する費用は、応募事業者の全額負担とし、返却しない。

(2) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。

(3) 提出書類は、本プロポーザルのみを使用し、目的外には使用しない。

- (4) 受託候補者特定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 特定されなかった旨の通知を受けた者は、本市が結果通知書を発送してから 5 日以内に、提出先により書面により理由の説明を求めることが出来る。
- (6) 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受理した日から 14 日以内に書面により回答する。
- (7) 審査に対する異議を申し立てることはできない。

12 契約に関する留意事項

- (1) 受託候補者に選ばれた応募事業者は、本業務に係る第一順位の契約交渉権を得るものとする。
- (2) 本市は受託候補者と久留米市契約事務規則に基づき随意契約を締結する。なお、契約については提案内容と本市の意向について受託候補者と協議調整を行ったうえで締結する。
- (3) 上記(2)の契約交渉が不調に終わった場合、市は、次順位の者を繰り上げのうえ契約交渉を行い、所定の手続きを進める。
- (4) 提案書に記載された事項は、「久留米シティプラザ広報紙制作業務仕様書」とあわせ契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項があると市が判断した場合には、本市と受託候補者との協議により、項目の追加、変更又は削除、見積り金額等の変更を行うことがある。
- (5) 契約締結後、受託事業者が契約違反、失格事項、不正行為等が判明した場合、本市は契約を解除することができるものとする。この場合は、本市は次順位の者を繰り上げのうえ、契約交渉を行い、所定の手続きを進めることができる。
- (6) 上記(5)により契約を解除された受託事業者は、解約解除に伴う損害について、本市に対して損害請求できないものとする。
- (7) 支払は、納入成果物の検収完了後、請求書の提出があった日から 30 日以内に支払うこととする。
- (8) 受託事業者は本業務に関するすべての事項について機密を保持するものとし、他に漏らしたり、または利用してはならない。
- (9) 本業務により作成される成果物および作成に関わる写真・図表等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）及び著作権は、市に帰属することとし、市は事前の連絡なく加工及び二次利用できることとする。
- (10) 本業務の実施にあたり、仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議し、その指示に従うものとする。

13 提出・問合せ先

〒830-0031

福岡県久留米市六ツ門町 8-1

久留米シティプラザ広報紙制作業務担当 樽川、竹下

(久留米市市民文化部長久留米シティプラザ総務課広報チーム)

電話 0942-36-3083 (直通)

ファクス 0942-36-3087

電子メール plaza@city.kurume.fukuoka.jp